主文

原判決を取消す。 被控訴人の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする。

事

控訴代理人は主文同旨の判決を求め、被控訴代理人は「本件控訴を棄却する。控 訴費用は控訴人の負担とする。」との判決を求めた。

被控訴代理人において、(一)被控訴人の訴外会社に対する本件ニッケル板の取引はいずれも昭和三四年七月一日に三回にわたり行われたもので、現金取引の約定 で行われたものである。被控訴人は訴外会社との間に従来より取引はあつたけれど もいずれも現金取引で、それ以前の分についでは残金はなかつた。本件取引分につ いては小切手をもらつたがそれが不渡となり、その後本件保証がなされるに至つたものである。(二)控訴人の商法二六五条違反の主張に対し(イ)連帯保証契約は 売主である被控訴人と控訴人間の行為であつて訴外会社のためにAが控訴人となし た取引ではないから、取締役会の承認をうける必要はない。(ロ)仮に前項の主張 が通らないとしても昭和三四年二一月当時の控訴会社の取締役は代表取締役である
Aの外その妻Bその他の親族である。右A以外の三人は実質的には会社の運営に参 与せず、何らAの業務執行を監督しうる立場でもなく、発言権もなく、控訴人が株式会社の形態をとつている関係上取締役の役名を与えられているにすぎない、その 出資関係、運営関係上は全くAの個人商店と変りない所謂ワンマン会社である。従 つて特にAの行為について反対しうる何らの理由もない者ばかりであるから本件保 証についても商法二六五条の取締役の承認があつたものと看做しうる。(三)控訴 人は連帯保証をすることは会社の目的遂行に必要な行為でないというが、そのよう なことはいえない。(四)時効の抗弁に対し、本件においては主たる債務者である 訴外会社が保証人である控訴人と連帯して債務を負担する場合にあたり、被控訴人 は控訴人に対し時効完成前に本訴を提起しているから民法四五八条、四三四条によ り訴外会社に対しても履行の請求の効果は及び訴外会社に対し時効が完成すること 当審証人Dの証言及び当審における被控訴本人尋問 はない。と陳べ、立証として、 の結果を援用し乙号各証の成立を認めた。

ほか原判決事実摘示のとおりであるからここにこれを引用する。

当審証人A、原審証人Dの各証言により真正に成立したものと認むべき甲第一号証、成立に争のない乙第三、四号証に右各証言、当審証人Dの証言、被控訴本人尋問の結果に弁論の全趣旨を綜合すると、被控訴人は宝商会なる屋号で金、銀、ニッケル等の地金商を営み、昭和三四年春頃より訴外日新化学工業株式会社(代表取締役A)に対し現金取引により商品を売渡してきたこと、昭和三四年七月一日三回にわたり同訴外会社にニッケル板代金合計七九九、〇〇〇円相当のものを売渡しその代金の支払として訴外会社振出の小切手を受領したところ、右小切手は不渡とな

母)。そこで控訴人の抗弁について検討する。控訴人は、当時主債務者の訴外日新化学とその保証人となつた控訴会社の各代表取締役は訴外Aが兼務しており、控訴会会の保証人となった控訴をなすには商法第二六五条により控訴会社の取締役会の承認をえなければならないのにこれなくしてなされたものであるから右保証は無兼のないから、そして訴外Aが控訴人主張の如く当時者間になるという。そして訴外Aが控訴人は、本件保証契約は控訴会社と被するという。そして訴外Aが控訴人は、本件保証契約は控訴会社と被方にないたことは当時者間になる社のためにAが控訴会社と初間になきれたもので、訴外会社のためにAが控訴会社と取引になるもの業務執行に関する意思決定機関たる取締役会の構成員として忠実に会社のの業務執行に関する意思決定機関たる取締役会の構成員として忠はと取引するもない立場にあるが、その取締役が会社と利害の対は代理人ない場合でも、ない立場にあるが、たとい自己が代表表または代理人ない場合でも、双方の利益を公平に対しないもは、ためもは、たとは自己が代理する相手方の利益を公平に対場合でも、双方の利益を公平に対していて理する相手方の利益をは、会社の犠牲において自己または自己が代表ないし代理する相手方の利益をは、会社の犠牲において自己または自己が代表ないしているをとしている危険を伴うことを避け難い。そこでこの種の取引について監視された。

ところで取締役の個人債務、またはその取締役が代表乃至代理する他の者の債務 のため、会社が債権者たる第三者と保証契約をなすが如き場合は、取締役またはそ の代表乃至代理する本人に利益にして会社に不利益を及ぼす行為で、会社の犠牲に おいて自己または自己が代表ないし代理する本人の利益をはかる危険を伴う虞れが あり、取締役会をして監視させ会社の利益を守る必要がある点において、同条が正面から規定する場合と異るところがない。よつて同条はこの後の場合にも類推適用するのが相当である(大判昭五年(オ)第二三〇七号昭和六年五月七日、同昭和八年(オ)第二三〇七号昭和六年五月七日、同昭和八年(オ)第二三〇七十八年(オ)第二三日 年(オ)第一〇五四号昭和九年二月二八日、東高判昭三〇年(ネ)第一一八三号昭 和三一年八月三日各判決)。これを本件についてみれば、控訴会社の代表取締役た るAが自己が代表取締役なる訴外日新化学工業株式会社の被控訴人に対する金五四〇、四一八円の取引残代金債務の保証をしたのであるから、前記後者の場合に該当 すること勿論で、この保証は、控訴会社取締役会の承認がない限り、無権代理行為 となり(同旨大判大正九年七月一〇日同年(オ)第四三四号、同大正八年四月二 日大正七年(オ)第一〇二七号各判決)効力を生じないものである。被控訴人は当 時の控訴会社の取締役会の構成は右Aの親戚でAの個人商店の実体を有し、他の取 締役においてAの行為に反対する何らの理由もない者ばかりからなつていたから本 件保証について取締役会の承認があつたとみなすべきであるというけれども、取締 役会の承認は取締役の過半数が出席しその取締役の過半数を以てこれをなし、 を以てしても此の要件を軽減することは許されず、また右承認は必ずしも事前たるを要せず、事後においてもこれを為すことが出来るが、右承認のあつたことを主張立証するのでなく、これなくしてこれあるものとみなすべきであるとの控訴人の主 張はそれ自体失当といわねばならない。

以上のとおり、右控訴会社のなした右保証契約が無効である以上爾余の判断をなすまでもなく、これが有効なることを前提とする被控訴人の請求は失当としてこれを棄却すべきである。よつて、被控訴人の請求を認容した原判決は不当である。そ

こで民事訴訟法第三八六条第九六条、を適用して主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 宅間達彦 裁判官 増田幸次郎 裁判官 島崎三郎)